

2025 年度 JBA 公認審判員 第二所属先登録申請について

所属する都道府県協会以外で「審判活動」を行う場合、現在所属する都道府県協会に対して「**第二所属先登録**」の申請を行い、承認を得た後、第二所属とする都道府県協会の承認を得て審判活動を行います。

- ① 所属の都道府県協会では**当該年度の登録手続きを終えている者**に限る。
- ② 他の都道府県協会では第二所属として審判活動ができる期間は、第二所属とする都道府県協会審判部門の**承認日から当該年度最終日（3月31日）までとする。（1年度のみ有効）**
- ③ 一時的な活動（練習試合や単発的な審判派遣）ではなく、**年間を通して**他の都道府県で多くの審判活動を行うことが予想される、または希望する場合に、予め第二所属先登録申請を行うこととする。

例：東京都に所属し審判活動をしているが、千葉県のバスケットボールチームに所属する子供のチームの帯同審判としても、年間を通じて千葉県で審判活動を行いたい。

例：愛知県に所属しているが、転勤のため1年間のみ福岡県に単身赴任となった。愛知県に戻る予定があるため移籍はしないが、できれば両方の県で審判活動を続けたい。

《注意》

ライセンス講習（更新・昇格）は、登録手続きを行っている「所属都道府県協会」でのみ受講可能です。審判ライセンスの認定は、登録している都道府県協会で行うため、第二所属先登録を含む**他県のライセンス講習の受講は認めておりません**のでご了承ください。

<第二所属先登録申請フォーム>

以下の申請フォームに必要事項を記入し、申請を行います。（受付開始 4月1日～）

▶ **2025 年度申請フォームは[こちら](#)** ←ここをクリック

《注意》

- ・申請が完了した後、TeamJBA への第二所属先の反映までお時間をいただきますのでご了承ください。
- ・「第二所属先登録」に関するご不明点は、JBA 審判部門までお問い合わせください。

TeamJBA サポートページ> [お問い合わせフォーム](#) * TeamJBA のログインが必要です。